

宗像市民図書館雑誌スポンサー制度実施要領

1 趣旨

この要領は、宗像市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

雑誌スポンサー制度は、宗像市民図書館（以下「図書館」という）において、図書館資料購入のための新たな財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

3 制度の内容

雑誌スポンサーは、雑誌の購入代金を負担し、購入した雑誌を図書館が雑誌コーナーに配架する。提供雑誌の最新号カバーの表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告チラシ（A4判以内）を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

4 雑誌の選定

雑誌スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」から広告の掲載を希望する雑誌を選定する。

5 雑誌スポンサーの対象となるもの

雑誌スポンサーは、企業、商店、団体及び個人を対象とし、次に掲げるものは、スポンサーの対象としない。なお、契約期間中において、これに該当するに至った場合も同様とする。

- ①市税を滞納しているもの
- ②暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- ③前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

6 広告基準

雑誌スポンサーの広告内容は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の対象とはしない。

- ①法令等に違反するもの
- ②市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの
- ③青少年の健全な育成を推進する観点から不適当なもの
- ④消費者の被害を防止する観点から不適当なもの
- ⑤政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
- ⑥良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- ⑦公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- ⑧市が推進している施策に反するもの
- ⑨前各号に定めるもののほか広告として掲載することが不適当なもの

7 雑誌スポンサー契約期間

雑誌スポンサー契約期間は、原則1年間（年度途中からの場合は年度末まで）とする。
ただし、更新は妨げない。

8 広告の規格

提供雑誌の最新号カバー表面及び裏面の広告は、図書館が指定した規格で表示しなければならない。

9 配架位置

雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

10 募集

雑誌スポンサーは、随時募集し、先着順に受け付けるものとする。

11 申込方法

雑誌スポンサーに申込みをしようとするものは、雑誌スポンサー申込書に（様式1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付し教育委員会に申込まなければならない。

- ①市税の納付状況が確認できるもの（写し可）
- ②広告の原稿

12 雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査

- (1) 教育委員会は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に対して審査を行う。
- (2) 教育委員会は、前項の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という）を置く。
- (3) 審査会委員は、図書館長のほか図書課職員をもって充てる。

13 雑誌スポンサーの決定

- (1) 教育委員会は、申込みがあったときは、申込み順にその内容を審査し、雑誌スポンサーを決定するものとする。この場合において、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順に決定する。
- (2) 教育委員会は前項の規定により雑誌スポンサーを決定したときは、雑誌スポンサー結果通知（様式第2号）より通知する。

14 雑誌代金の支払方法

雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる方法により、納入業者に直接支払うものとする。

- ①支払いは、前払いの一括払いとする。
- ②振込手数料は、スポンサーの負担とする。

15 雑誌スポンサーの責務

雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。